

子どもの医療費無料化

高校生世代まで

拡大

4月1日から、子どもの福祉医療費助成対象者を高校生世代（18歳を迎えた最初の3月末）までに拡大します。

問い合わせ＝医療保険課医療助成係（☎内線257・260・272）



助成を受けるには申請が必要です

申請対象＝平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの人

※現在、中学校3年生（平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ）の人は、自動更新のため、申請は不要です。

申請受付期間

2月24日（金）まで

※申請受付期間を過ぎてしまうと、3月中に受給者証が届かない場合があります。

申請方法

対象者には、1月下旬にピンク色の封筒で申請用紙を送付します。申請用紙に必要事項を記入し、期限までに医療保険課へ郵送（必着）してください。また、市ホームページから電子申請で手続きすることもできます。

※2月10日（金）までに申請用紙が届かない場合は、医療保険課までご連絡ください。

受給者証の発送

申請手続きが完了した人に、4月1日から使える受給者証を3月中に郵送します。詳しくは申請書類、または市ホームページをご確認ください。

福祉医療費 受給者証	
公費助成対象者	
受給者番号	
住所	
受給者 氏名	
生年月日	
交付年月日	
発行機関 及び印	
有効期間	

※印刷・発行に必要となる個人情報保護法上の取扱いについて、詳細は申請用紙の裏面からご確認ください。また、申請が完了した後に、申請内容が変更された場合は、申請用紙を提出してください。

ご注意ください

学校管理下（登下校、体育などの授業、部活動、修学旅行など）だけがをした場合、災害共済給付制度が優先されるため、福祉医療費助成制度は適用されません。

子育て世帯対象の 給付制度

各手当などの支給要件に該当すると思われる人で、認定請求をしていない場合はご相談ください。

問い合わせ

子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1150）、新里支所市民生活課（☎74 - 2904）、黒保根支所市民生活課（☎96 - 2112）

児童手当

対象＝中学校卒業までの児童を養育している人

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

なお、児童を養育している人の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当などは支給されません。

児童扶養手当

対象＝次のいずれかの条件に該当する児童を監護している父または母や、父または母に代わって養育している人

父母が離婚、父または母が死亡・重度の障がい者（障害者年金1級程度）・生死不明・1年以上遺棄・1年以上拘禁・DV保護命令を受けている、母が未婚、孤児など

支給期間＝児童が18歳に達する年の年度末まで。ただし、精神または身体に一定以上の障がいがある場合は20歳未満までです。

児童の人数	児童1人あたりの月額
1人目	43,070円～10,160円
2人目	10,170円～5,090円加算
3人目以降 (1人あたり)	6,100円～3,050円加算

特別児童扶養手当

対象＝精神または身体に一定以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している人

等級	児童1人あたりの月額
1級	52,400円
2級	34,900円

※障がいの程度により金額が異なります

低所得の 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症が長期化するなかで、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、対象となる子ども一人につき5万円を支給しています。

申請期限＝2月28日（火）

※支給要件など、詳しい制度の内容は、市ホームページをご確認ください。

ご存じですか

NPプログラム

NPプログラムとは、育児・家事・仕事などの身の回りの悩みを母親同士で共有し、個々に合った解決方法を見つけていく子育て支援プログラムです。託児室があるので、母親同士でゆつくりとお話することができます。

期日 1月27日から3月31日までの毎週金曜日※全日
場所 保健福祉会館（末広町）
時間 午前10時～正午
対象 0～3歳児の母親※託児室の利用は原則未就学児まで
募集人数 8人（先着順）
持ち物 筆記用具※託児室を利用する人は、おむつ・着替えなど
申し込み 電話で子育て相談課母子保健係（☎432009）へ。

程の参加が原則です。都合の悪い日はご相談ください。

